

医療費助成制度のご案内

ときがわ町には、3つの医療費助成制度があり、下記のとおり医療費の一部負担金を助成してします。制度により所得制限や助成対象が異なりますのでご注意ください。不明な点や詳細については福祉課までお問い合わせください。

| 制度 | こども医療費 | ひとり親家庭等医療費 | 重度心身障害者医療費 |
|--------------------|---|---|---|
| 対象 | 0歳から、15歳になった年度末までの子ども | 18歳になった年度末までの子ども（一定の障害がある子どもは20歳未満まで）とその母（父）、または養育者 | ①身体障害者手帳1級～3級所持者 ②療育手帳 A、A、B所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者（ただし精神病床への入院費用は助成されません） ④後期高齢者医療制度の障害認定者 ・障害基礎年金1、2級 ・身体障害者手帳1級～3級及び4級の一部 ・療育手帳 A、A ・精神障害者保健福祉手帳1、2級 ※①～④について、平成27年1月1日以降に、65歳以上で新たに障害者手帳の交付を受けた方は、対象となりません。 |
| 所得制限 | なし | あり (お問い合わせください) | あり (お問い合わせください) |
| 食事療養費 (入院時の食事代) | 助成対象 | | 助成対象外 |
| 振込方法 | 皆さんが申請された医療費は、毎月15日に取りまとめ、翌月の10日（土日祝日の場合はその次の平日）に指定口座に振り込みを行います。※保険者より高額療養費や附加給付を受けることができる場合は、給付金額を確認後に支給となります。 | | |
| 受付窓口 | 医療費の支給申請書は、本庁舎（福祉課）及び第二庁舎（行政サービスコーナー）にて受け付けます。 | | |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> 領収書等に保険外の金額が記載されている場合は、保険診療分のみ支給しますので、領収書に記載の金額と実際の振込金額が異なる場合があります。 交通事故等の第三者が原因で通院・入院した医療費については、対象外となります。 また、保育園、幼稚園または学校においてのケガ等で、「災害共済給付制度」の対象となる場合は、医療機関等の窓口で医療費の支払いが必要となります。 | | |
| 窓口払いの廃止 | 埼玉県内全域の協定医療機関 (令和4年10月診療分より) | 埼玉県内全域の協定医療機関 (令和5年1月診療分より) | 埼玉県内全域の協定医療機関 (令和4年10月診療分より) |
| その他の手続き | 資格の登録・保険証の変更・口座の変更・受給者証の再発行などの手続きは、福祉課窓口までお願いします。 | | |

問 福祉課 ☎65-0813

水道だより vol.13

～安心、安全な水道水の安定供給を目指して～

問 水道課 ☎65-1555

水道管の凍結にご注意ください

気温が低くなってくると水道管が凍結し、水が出なくなったり、水道管が破裂したりします。特に日当たりの悪いところや風当たりの強いところにある水道管は注意が必要です。

<凍結させないために>

むき出しになっている水道管や蛇口には発泡スチロール製の保温材や毛布を巻くと効果的です。メーターボックスの中も発泡スチロールや使い古しの毛布などを入れて保温してください。

<凍結・破損してしまったときは>

凍結してしまったら、自然に溶けるのを待つか、タオル等をかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。熱湯を直接かけると破損することがあります。破損してしまったら、メーターボックス内にある止水栓（バルブまたはレバー）を閉め、破損部分に布やテープを巻き付けて町指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。

※水道を使用していないのに水道メーターのパイロットが回転していると漏水の恐れがあります。こまめに確認していただき、回転している場合は町指定給水装置工事業者にご相談ください。



水道料金の支払い方法は2種類あります

口座振替でのお支払い

お申込みの預金口座から自動的に引き落とされます。口座振替日はメーター検針月の末日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）となります。申込方法等、詳しくはお問い合わせください。

<口座振替取扱金融機関等>
埼玉りそな銀行、りそな銀行、武蔵野銀行、東和銀行、飯能信用金庫、埼玉縣信用金庫、中央労働金庫、埼玉中央農業協同組合、みずほ銀行、三井住友銀行、ゆうちょ銀行

納入通知書でのお支払い

水道課からお送りする納入通知書（納付書）によりお支払いいただきます。水道課や本庁舎会計室のほか、右の金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン（スマホ）アプリ決済でもお支払いいただけます。

<納入通知書取扱金融機関等>
埼玉りそな銀行、りそな銀行、武蔵野銀行、東和銀行、飯能信用金庫、埼玉縣信用金庫、中央労働金庫、埼玉中央農業協同組合、みずほ銀行、ゆうちょ銀行（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県内）

コンビニエンスストア、スマホ決済の利用ができない場合があります

- ・合計金額が30万円（LINE Pay請求書支払いは5万円）を超えるもの
- ・破損等によりバーコードが読み取れないもの
- ・金額訂正したもの など

<ご利用可能コンビニエンスストア>
セブンイレブン、ファミリーマートなど
<ご利用可能スマホアプリ決済>
PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い、PayB

スマホアプリ利用方法、その他注意点は送付される納入通知書裏面をご確認ください。

広告 訴訟・調停 裁判手続き 相続登記手続き 成年後見 借金問題 許認可申請

おがわ町総合法務事務所

紛争・悩み事を解決！ お気軽に相談下さい

0493-81-6630

比企郡小川町大字大塚257-1 営業時間9:30～17:00(時間外応相談)、(土)日祝休